

平成22年6月21日
沖 縄 県

最低制限価格及び低入札価格の基準の見直しについて

沖縄県では、公共工事の適正な施工の確保及び建設業の経営基盤の確保のため、平成21年6月22日より緊急避難的措置として従来の算定式に上乘せした「最低制限価格」及び「低入札価格の基準」を運用してきたところですが、平成22年6月10日に行われた沖縄県建設業審議会の答申を受け、下記のとおり改正することとしましたので、お知らせします。

記

1 最低制限価格：一般競争及び指名競争入札に適用

(1) 算定式

[改正前]	[改正後]
直接工事費×1.00 共通仮設費×1.00 現場管理費×0.70 一般管理費×0.30 (予定価格の7.0/10~9.0/10)	直接工事費×1.00 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.80 一般管理費×0.60 (予定価格の7.0/10~9.0/10)

(2) 特別なものについては、(1)にかかわらず契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当官等が定める割合の価格を予定価格に乗じて得た額

2 低入札価格の基準：WTO対象工事に係る競争入札及び総合評価方式による競争入札に適用

(1) 算定式

[改正前]	[改正後]
直接工事費×1.00 共通仮設費×1.00 現場管理費×0.70 一般管理費×0.30 (予定価格の7.0/10~9.0/10)	直接工事費×1.00 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.80 一般管理費×0.60 (予定価格の7.0/10~9.0/10)

(2) 特別なものについては、(1)にかかわらず契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約担当官等が定める割合の価格を予定価格に乗じて得た額

3 適用年月日

平成22年6月28日

4 実施時期

平成22年6月28日以降に指名通知又は入札公告する建設工事から適用する。

5 問い合わせ先

沖縄県土木建築部土木企画課
建設業指導契約班
TEL：098-866-2384
FAX：098-866-2399